

岡山県共生高等学校 いじめ問題対策基本方針

令和5年5月 改正

いじめの定義

いじめとは、生徒に対して、同じ学校に在籍しているなど一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、対象になった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 第二条）

いじめに関する現状と課題

・本校では入学前アンケートを実施し、生徒の特性等を把握することで、中学からのいじめ等が継続しないよう体制を整える。また、各学期にアンケートを実施し実態把握に努め、担任や教育相談室での面談を行っている。SNSによるトラブルが数件発生しているのが現状であり課題である。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

・本校のいじめ対策委員会は、校長・教頭・生徒課長・生徒指導係・生徒支援係・各担任・養護教諭をメンバーとしている。生徒指導上の問題が生じ、「いじめ」の要素がある場合に、生徒課長を中心に招集される。
 ・いじめと考えられる場合、まずは情報の共有に努め様々な立場から対策を検討することとしている。
 <重点となる取組>
 ・生徒会執行部のリーダーシップのもと、生徒主体の委員会活動や学校行事等の取組を支援していく。
 ・道徳教育や人権教育に関連する教育を実施する。

保護者・地域との連携

<連携の内容>
 ・基本方針の内容を保護者や地域の方が確認できるように学校のホームページに掲載する。
 ・基本方針を保護者会総会で説明し、学校のいじめ問題への取組について保護者の理解を得る。
 ・インターネット上のいじめの問題やスマートフォン等の正しい使い方等についての啓発をする。
 ・学校ホームページや学校便りなどに、いじめ問題の相談窓口や教育相談窓口等の紹介を掲載し、相談しやすい環境を整える。
 ・保護者は、生徒に対する教育について、第一義的責任を有しており学校や地域と連携し、人間形成の基礎となる力を育み、いじめの未然防止、早期発見、解消等の対策に参加し、協力する必要がある。

学 校

いじめ対策委員会

<対策委員会の役割>
 ・基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成、実行・検証・修正の中核、相談窓口、発生したいじめ事案への対応
 <対策委員会の開催時期>
 ・生徒指導上の問題が生じたとき（随時）
 <対策委員会の内容の教職員への伝達>
 ・職員会議で全教職員に周知する。
 <構成メンバー>
 ・校外 スクールカウンセラー
 ・校内 校長、教頭、生徒課長、生徒指導係、生徒支援係、各担任、養護教諭 等

全 教 職 員

関係機関等との連携

<連携機関名>
 ・総務学事課
 <学校側の窓口>
 ・教頭
 <連携機関名>
 ・まきび病院 公認心理士（スクールカウンセラー）
 <連携の内容>
 ・教育相談の実施
 ・定期的な情報交換、連絡会議の開催
 <学校側の窓口>
 ・養護教諭
 <連携機関名>
 ・新見警察署
 <連携の内容>
 ・非行防止教室の実施
 ・定期的な情報交換、連絡会議の開催
 <学校側の窓口>
 ・生徒課長

学校が実施する取組

① いじめの防止	<教員研修> ・教職員の指導力向上のため、具体的な事例をもとに、指導上の留意点についてスクールカウンセラーを交えた研修会を行う。 <生徒会活動> ・いじめについて考える週間において、生徒会主催の、生徒自らが考え企画するいじめ防止の意識を高めるための取組を進める。 <居場所づくり> ・ボランティア活動やLHR等で、誰もが活躍できる機会を設定することで、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。 <情報モラル教育> ・インターネット上のいじめを防止するために、情報機器の利便性ととも、情報を発信する責任を自覚し、適切に利用できる力を身に付けるための情報モラルに関する講演や授業を行う。 <LHR> ・道徳LHR、人権LHRを実施し、良好な人間関係づくりを考える。
② 早期発見	<実態把握> ・生徒の実態把握のためのアンケート等を活用し、教育相談日を設けることで、生徒の生活の様子を十分把握し、いじめの早期発見を図る。 <相談体制の確立> ・相談担当の教職員を生徒に周知すると同時に、全ての教員が生徒の変化を見逃すことなく、きめ細かく声かけを行い、生徒がいつでもいじめを訴えたり、相談したりできるような体制を整える。 <情報共有> ・生徒の気になる変化や行為があった場合、教職員間でいつでも早急に情報共有できる体制をつくる。 ・月1回の定例職員会議で、各担任が生徒動向を報告し、全教職員が共通認識の上で対応する。 <家庭への啓発> ・積極的ないじめの認知につながるよう、家庭での生徒の様子を見つめるためのポイントを載せたパンフレット等を配付し、家庭におけるいじめへの対応に関する啓発を行う。
③ いじめへの対処	<いじめの有無の確認> ・本校生徒がいじめを受けているとの通報を受けたり、その可能性が明らかになったときは、速やかにいじめの事実の有無の確認を行う。 <いじめへの組織的対応の検討> ・いじめへの組織的な対応を検討するため、いじめ対策委員会を開催する。 ・暴力を伴ういじめや金銭を要求するいじめのように犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときには、いじめられている児童生徒を徹底して守り通すという観点から、必ず警察と連携して対処する。 <いじめられた生徒への支援> ・いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた生徒の心のケアを行い、安心して学習やその他の活動に取り組むことができる居場所が確保されるよう、環境の確保を図り、当該生徒及びその保護者に対して支援を行う。 <いじめた生徒への指導> ・いじめた生徒に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、適切かつ毅然とした対処を行うとともに、当該生徒の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。